

<よくあるご質問>

※クリックすると該当ページに遷移します。

○[補助の対象について](#)

○[電気自動車等について](#)

○[その他](#)

○[受付・提出書類について](#)

○[充電設備について](#)

【補助の対象について】

質問	回答
補助対象経費の下限はあるか。	補助対象経費に下限はありません。ただし、1,000円未満の補助金額は切り捨てとなります。
国や県の補助金との併用はできるか。	併用可能です。
中古品（中古車）は対象か。	中古品（中古車）は対象外です。
リースによる機器導入の場合も補助対象となるか。 対象の場合の申請者は誰か。	リースによる機器導入の場合も補助対象となります。 リースの場合の申請者は、貸主であるリース事業者です。

【受付・提出書類について】

質問	回答
申請のタイミングは充電設備設置（自動車登録）前か後か。	設置後（自動車登録後）にご申請いただけます。
提出した書類に不備があった場合はどうなるか。	申請書に記載の連絡先にご連絡しますので、修正又は追加の書類を提出してください。
割賦払いで購入したため、領収書がない。何を提出したらよいか。	申請者が契約者となっている割賦販売契約書の写しをご提出ください。その場合も現金支払部分については領収書が必要です。
添付書類で、機器導入場所や住宅の位置図とは、どのようなものか。	地図等に機器を設置した場所（住宅や事業所）を示したものです。
添付書類で、設置状況を示す配置図とは、どのようなものか。	建物や敷地内での機器の設置位置を示す図面です。道路と建物の位置や、建物の形状、柱、ドアの位置を記載するなど、提出の写真と整合が取れるようにしてください。
他者所有の建築物及び土地に機器を導入する場合に提出する「承諾書」の「設置予定の建築物の形態」には何を記載すればよいか。	「建物の登記事項証明書」に記載している「構造」部分を記載してください。

【電気自動車等について】

質問	回答
過去に岡山市から電気自動車の補助金をもらっているが、2台目を購入する場合も補助金の対象となるか。	電気自動車等は、過去の申請回数や台数に関わらず、補助対象となります。
電気自動車を買替える場合に必要な手続きはあるか。	補助対象機器の法定耐用年数の期間内に機器を処分する場合、あらかじめ財産処分申請書を提出し、承認を受ける必要があります。 (参考 法定耐用年数) 普通電気自動車：6年、軽電気自動車：4年

【充電設備について】

質問	回答
電気自動車等充電設備を設置した。電気自動車の購入前だが補助申請は可能か。	電気自動車購入の前後に関わらず、充電設備の補助申請が可能です。
自宅と離れた場所に車庫があり、充電設備を設置したが補助対象となるか。	住所地に関わらず、市内に充電設備を設置された場合は補助対象となります。
分譲共同住宅で充電設備を設置したいが補助金の対象か。	対象です。なお、個人が分譲住宅の共用部に設置する場合は、管理組合の承諾書が必要です。
充電設備の補助金は5基で15万円か。	1基につき補助対象経費の5分の1の額で、15万円が上限です。 1設置場所あたり、1年度につき5基（75万円）が上限となります。

【その他】

質問	回答
機器の導入を検討しているが、どこに依頼するのがよいか。	補助金の紹介や申請手続きの支援を行っている市内の販売・施行業者を「おかやまスマエネ応援隊」として登録しています。支援の対象や内容は、事業者によって異なりますので、以下の URL からご確認ください。 https://www.city.okayama.jp/ondankataisaku/000071160.html